

議案第90号

米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成27年12月3日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

本市独自の時差出勤勤務制度を創設するため、この案を提出するものである。

米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年米原市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 を第 8 条の 4 とし、第 8 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（業務能率の向上および職員の職業生活と家庭生活の両立に資すると認める場合の時差出勤勤務）

第 8 条の 3 任命権者は、職員の申告を考慮して職員の業務能率の向上および職員の職業生活と家庭生活の両立に資すると認める場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に時差出勤勤務（始業および終業の時刻を、職員の業務能率の向上および職員の職業生活と家庭生活の両立を推進するためのものとして規則で定める時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせることができる。

2 前項に規定するもののほか、時差出勤勤務に関する手続その他時差出勤勤務に関し、必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|---|--|
| <p>米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>第1条～第8条の2 略</p> <p><u>(業務能率の向上および職員の職業生活と家庭生活の両立に資すると認める場合の時差出勤勤務)</u></p> <p>第8条の3 任命権者は、職員の申告を考慮して職員の業務能率の向上および職員の職業生活と家庭生活の両立に資すると認める場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に時差出勤勤務（始業および終業の時刻を、職員の業務能率の向上および職員の職業生活と家庭生活の両立を推進するためのものとして規則で定める時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせることができる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、時差出勤勤務に関する手続その他時差出勤勤務に関し、必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第8条の4</p> <p>第9条以下 略</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、平成28年1月1日から施行する。</u></p> | <p>米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>第1条～第8条の2 略</p> <p>第8条の3</p> <p>第9条以下 略</p> |